

該当箇所：

過去問題一〇年網羅。Vol.2

437 ページ

問題番号 261

内容：

解答× → ○

解説文根拠：

徴収関係事務取扱手引 I を追加

解説文修正：

- ・文頭 → 設問のとおりである。
- ・上から 5 行目、「この場合の時効は、」以下を次の文章と差替え。
→ 納入の告知によって中断し、納入告知書の納期限の翌日から新たに進行する。
- ・【訂正後解説文の全文】

一般的な「告知」は民法 153 条の「催告」に該当すると解されるため、6 か月以内に裁判上の手続き等を行わなければ時効中断の効力が生じない。しかし、これでは徴収金の徴収が適切にできないため、法 41 条 2 項により民法 153 条の規定の例外として時効中断の効力を発生させ、この場合の時効は、納入の告知によって中断し、納入告知書の納期限の翌日から新たに進行する。